

6 給与所得の内訳

月	収入金額(1月～6月)	月	収入金額(7月～12月)
1	円	7	円
2	円	8	円
3	円	9	円
4	円	10	円
5	円	11	円
6	円	12	円

7 前年中収入のなかった方、生活保護法に基づく生活扶助を受けている方の記入欄

8 事業・不動産所得に関する事項

9 配当所得に関する事項

10 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

11 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項

12 事業専従者に関する事項

13 別居の扶養親族等に関する事項

14 事業税に関する事項

15 寄附金に関する事項

17 代理申告者記入欄

・収入がなかった方
・収入が遺族年金・障害年金のみの方
・生活保護法に基づく生活扶助を受けている方

該当番号を○で囲んでください。

1～6に該当がない場合には、「7 その他」欄に前年中の生活状況（「知人の援助」等）を記入してください。

また、扶養親族がいる場合、寡婦やひとり親、障害者に該当する場合は、申告書表面左部⑩～⑫の該当欄へ記入してください。

※申告書提出方法については2ページをご参照ください。

雑所得（公的年金等以外）がある方

収入金額・必要経費等を記入し、所得金額（収入金額から必要経費を差し引いた額）を申告書表面右部⑩～⑫の該当欄に記入してください。

別居の扶養親族等がいる方

表面「⑩配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」、⑫扶養控除」、裏面「12 事業専従者に関する事項」に記入した親族のうち、別居の親族がいる場合に記入してください。

また、扶養親族が国外居住者の場合は、提出が必要な書類があります。詳細は市税のホームページをご確認ください。

寄附金を支払った方

寄附先と支払金額を記入してください。

ふるさと納税は「都道府県・市区町村分（特例控除対象）」に該当します。

必要なもの：寄附金受領証明書（原本）

※ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方が市民税・県民税の申告をすると、ワンストップ特例は無効になりますので、ワンストップ特例も含めたすべての寄附について記入してください。

給与所得換算表

給与収入金額 (A)	給与所得金額
0～550,999	0
551,000～1,618,999	A - 550,000
1,619,000～1,619,999	1,069,000
1,620,000～1,621,999	1,070,000
1,622,000～1,623,999	1,072,000
1,624,000～1,627,999	1,074,000
1,628,000～1,799,999	A ÷ 4 = (B) (千円未満切捨)
1,800,000～3,599,999	B × 2.4 + 100,000
3,600,000～6,599,999	B × 2.8 - 80,000
6,600,000～8,499,999	B × 3.2 - 440,000
8,500,000～	A × 0.9 - 1,100,000
	A - 1,950,000

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除を控除してください。

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

(1) 特別障害者に該当する

(2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する

(3) 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額=(給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円)×10%

2. 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額=(給与所得控除後の給与等の金額(10万円を限度)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度))-10万円

(注意) 1.の控除がある場合は、1.の控除後の金額から控除します。

公的年金等の雑所得換算表

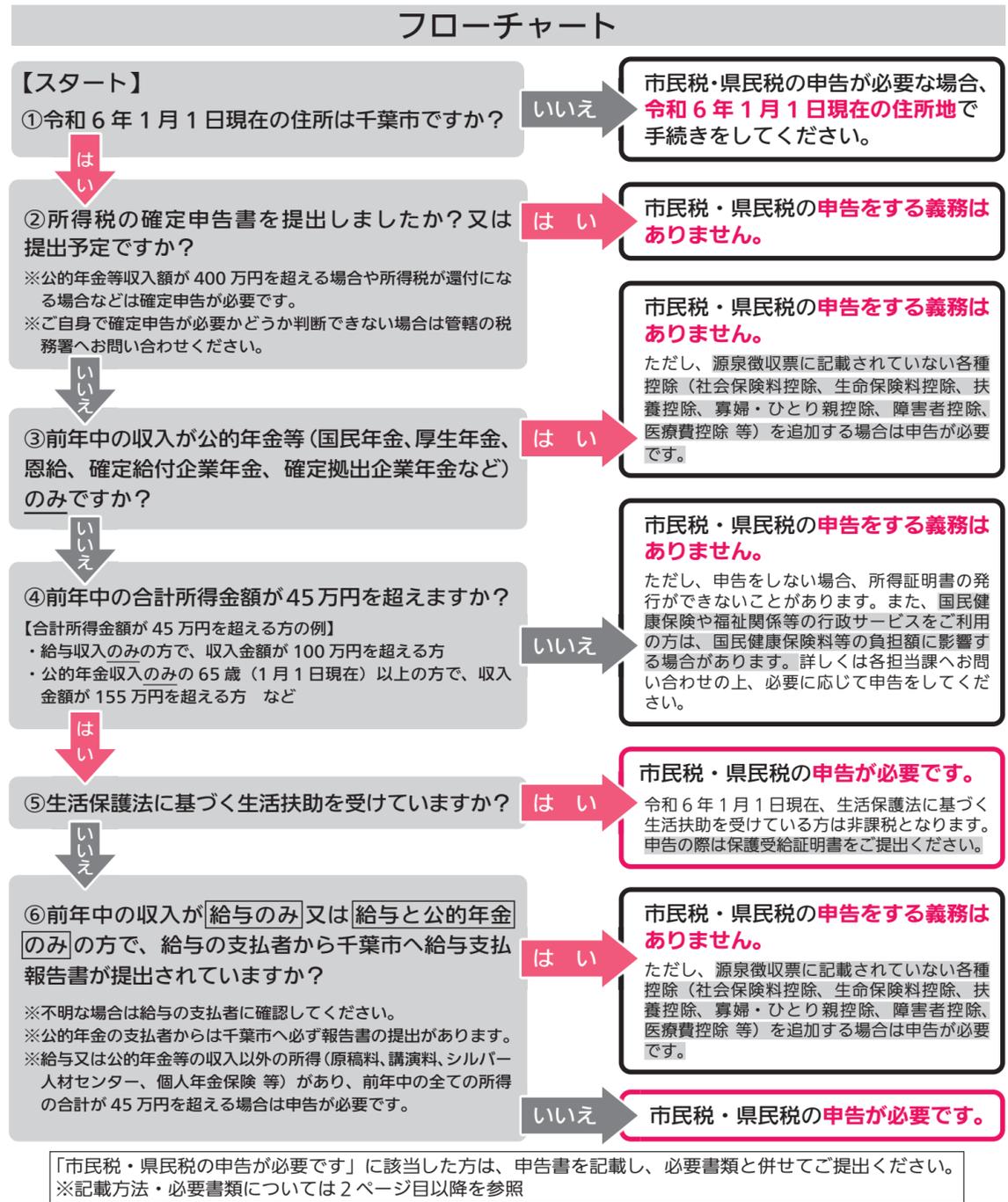
年齢	公的年金等収入金額 (A)	公的年金等雑所得以外の合計所得金額		
		0円以上 1000万円以下	1000万円超 2000万円以下	2000万円超
65歳未満 S34.1.2以後生	0～1,299,999	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
	1,300,000～4,099,999	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
	4,100,000～7,699,999	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
	7,700,000～9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000～	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円
65歳以上 S34.1.1以前生	0～3,299,999	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
	3,300,000～4,099,999	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
	4,100,000～7,699,999	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
	7,700,000～9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000～	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

種類	要件
基礎控除	本人の前年の合計所得金額が2,500万円以下
配偶者控除	本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者を有する方
配偶者特別控除	本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ前年の合計所得金額が48万円超133万円以下の生計を一にする配偶者を有する方
扶養控除	前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする扶養親族を有する場合
社会保険料控除	前年中に社会保険料（健康保険や国民年金、介護保険、後期高齢者医療の保険料等）を支払った場合
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済等掛金や個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合
医療費控除	前年中に本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合 ●医療費控除の計算 (支払った医療費－保険等による補填金額)－(総所得金額等×5%と10万円のいずれか少ない方の金額) ●セルフメディケーション税制の計算 (特定一般用医薬品等購入費－保険等による補填金額)－12,000円
生命保険料控除	前年中に生命保険契約等の保険料（※）、個人年金保険契約等の保険料（※）、介護医療保険契約等の保険料を支払った場合 （※）新契約…平成24年1月1日以後に契約したもの 旧契約…平成23年12月31日以前に契約したもの
雑損控除	前年中に本人又は本人と生計を一にする親族が所有する資産について、災害等により損失を受けた場合
地震保険料控除	前年中に地震保険契約に係る保険料又は長期損害保険契約（※）に係る保険料を支払った場合 （※）長期損害保険契約については、平成18年12月31日までに契約したものが対象となります。
勤労学生控除	前年の合計所得金額が75万円以下で、かつ、自己の勤労に基づかない所得が10万円以下の方
障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの場合
ひとり親控除	婚姻をしていないことまたは配偶者の生死の明らかでない一定の方（事実上婚姻関係と同様事情にあると認められる一定の人がいない）で、かつ生計を一にする子（※）がいる方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方 （※）「生計を一にする子」とは、他の者の同一生計配偶者や扶養親族とされていない方で、前年の総所得金額等が48万円以下である方
寡婦控除	夫と死別した後婚姻をしていない方、夫の生死が明らかでない一定の方や夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方

以下のフローチャートを参考に yourself が市民税・県民税の申告を行う必要があるかご確認ください。
(申告書は前年度の申告実績等に基づいてお送りしています。)

なお、令和5年中に所得がない場合は申告の義務はありませんが、国民健康保険や福祉関係等の行政サービスの利用に影響があることから、申告書の提出をお願いします。

【申告期間】令和6年2月1日（木）～令和6年3月15日（金） ※土日祝日を除く



<問い合わせ先>

市民税・県民税の申告について	
東部市税事務所市民税課（中央・若葉・緑区にお住まいの方）	西部市税事務所市民税課（花見川・稲毛・美浜区にお住まいの方）
〒264-8582 千葉市若葉区桜木北2-1-1 若葉区役所内 ☎043-233-8140	〒261-8582 千葉市美浜区真砂5-15-1 美浜区役所内 ☎043-270-3140

電話のかけ間違いにご注意ください

申告書提出方法

- ◎郵送で提出・・・申告書 及び 必要書類を同封の上、返信用封筒でご提出ください。
- ◎区役所で提出・・・申告書 及び 必要書類を揃えて、区役所にご来所ください。
- ※申告期間中は、時期によって会場が変わるため、別紙を参照し申告会場をご確認ください。
- また、申告期間中は窓口が大変混み合います。可能な限り郵送による提出をお願いします。

【必要書類】

- 本人確認書類…アまたはイをご用意ください。郵送の場合は写し（両面）を同封してください。
 ア…マイナンバーカード（個人番号カード）
 イ…(a)(b) { (a) マイナンバー（個人番号）入り住民票 又は 記載事項に変更がないマイナンバー（個人番号）の通知カードの両方 { (b) 運転免許証等の顔写真付き本人確認書類 または 健康保険証等の顔写真なし本人確認書類 2 種類
 ※保険証の写しを郵送で提出する場合は、「保険者番号及び被保険者証記号・番号」が見えないようにした状態で提出してください。（マスキングや黒塗りなど）
- 収入に関する書類…源泉徴収票、支払者の名称・所在地・連絡先・支払額が確認できる明細書 など
- 医療費控除に関する書類…同封した医療費控除明細書 ※領収書の提出不可
- 控除(③を除く)に関する書類…生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、ふるさと納税受領書 など

詳細は
3～5 ページ
を参照

【注意事項】

- ②～④については該当する方のみ提出してください。（収入がない方は①のみ）
- 申告書下部に付属している「市民税・県民税申告受付書」は希望者のみ返送します。返送をご希望の方はご自身で返信用封筒をご用意いただき、所要額の切手を貼った上で住所及び宛名を記入し、同封してください。
- 申告書控えの返送をご希望の方は、上記封筒と合わせて、申告書のコピーを同封してください。コピーの同封がない場合、「市民税・県民税申告受付書」のみ返送します。（※申告書控えに所得控除額等の追記はしていません。所得控除額や税額等は市税のホームページでご確認ください。）
- 原則、必要書類の返却はできませんので、控えが必要な場合はコピーをしてください。
- 申告期限（令和 6 年 3 月 15 日（水））を過ぎた場合、国民健康保険や福祉関係等の行政サービスに影響することがあります。

◎市民税・県民税が非課税の方には納税通知書は送付していません。あらかじめご了承ください。
 ◎令和 6 年度の市民税・県民税申告（令和 5 年分の所得税の確定申告）より、上場株式等の配当所得や譲渡所得等の課税方式を所得税と市民税・県民税とで異なる選択をすることはできません。詳細は市税のホームページをご確認ください。

3 月 16 日以降についても、各区役所内の市税事務所または市税出張所で申告できます。

東部市税事務所	若葉区役所 1 階	中央市税出張所	中央区役所（さばー11階）	緑市税出張所	緑区役所 3 階
西部市税事務所	美浜区役所 2 階	花見川市税出張所	花見川区役所 2 階	稲毛市税出張所	稲毛区役所 2 階

～ 市税のホームページでは市民税・県民税申告書の作成や税額の試算ができます ～

市税のホームページ 千葉市 市税

QRコードからもアクセスできます

千葉市 住民税額試算・申告書作成サービス

市税のホームページで このボタンをクリック！

※電子申請や電子メールで申告することはできません。印刷した申告書を郵送または区役所にご提出ください。

申告書の書き方（おもて）

※申告書には、黒ボールペンを使用してください。

令和 6 年度分 市民税・県民税申告書

1 氏名等記入欄

令和 6 年 1 月 1 日の住所 千葉市〇〇区△△町×××××

現住所 同上

フリガナ チバ タロウ

氏名 千葉 太郎

生年月日 明・大・昭・平・令 30 年 9 月 1 日生

電話番号 XXX - XXXX - XXXX

世帯主の氏名 千葉 太郎 続柄 本人

個人番号 (マイナンバー) XXXXX-XXXX-XXXX

宛名番号

すべての方
既に項目の一部が印字されている場合は、内容を確認の上必要に応じて修正してください。

所得控除を申告する方

※生計を一にする配偶者その他親族が負担することになっている社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費等を、申告者本人が支払っている場合は、合算して申告することができます。

⑬社会保険料控除
該当欄に支払金額を記入してください。
※配偶者その他親族の年金から特別徴収（天引き）されたものは含めません。
必要なもの：令和 5 年中に支払った領収書、証明書等

⑮生命保険料控除、⑯地震保険料控除
控除証明書の控除対象額（支払金額）を記入してください。
必要なもの：保険会社等が発行した令和 5 年分の控除証明書（原本）

⑰寡婦控除、ひとり親控除
該当する場合は を記入してください。

勤労学生控除
該当する場合は と学校名・学年を記入してください。
必要なもの：学校等から交付された証明書（学生証の写し等）

⑲配偶者（特別）控除・同一生計配偶者、⑳扶養控除
該当する場合は必要事項を記入してください。
別居の場合は裏面「13 別居の扶養親族等に関する事項」に記入してください。
なお、**マイナンバー（個人番号）は必ず記入してください。**

㉑雑損控除
必要なもの：り災証明書、災害関連支出の領収書等

㉒医療費控除
詳細は別紙「医療費控除を受けられる方へ」を確認してください。
必要なもの：医療費控除の明細書、医療費通知（原本）

2 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	国民健康保険 円	国民年金 円	介護保険 円	その他 円	合計 円
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計 8706 円	旧生命保険料の計 円	新個人年金保険料の計 8806 円	旧個人年金保険料の計 6606 円	合計 円
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計 6806 円	旧長期損害保険料の計 円			
⑰ 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 未婚	<input type="checkbox"/> ひとり親控除 学校名・学年	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除		
⑲ 配偶者（特別）控除・同一生計配偶者	フリガナ 同居 障害の程度 精・身・療	氏名 別居 程度 精・身・療	配偶者特別控除 円	同一生計配偶者 円	合計所得金額 7906 円
⑳ 扶養控除	氏名 同居 別居 障害の程度 精・身・療	フリガナ 生 年 日 続 柄 障害の程度	個人番号		
㉑ 雑損控除	氏名 同居 別居 障害の程度 精・身・療	フリガナ 生 年 日 続 柄 障害の程度	個人番号		
㉒ 医療費控除	氏名 同居 別居 障害の程度 精・身・療	フリガナ 生 年 日 続 柄 障害の程度	個人番号		
㉓ 雑損控除	氏名 同居 別居 障害の程度 精・身・療	フリガナ 生 年 日 続 柄 障害の程度	個人番号		
㉔ 医療費控除	氏名 同居 別居 障害の程度 精・身・療	フリガナ 生 年 日 続 柄 障害の程度	個人番号		

3 所得金額

1 収入金額	給与 1601 円	公的年金等 1801 円	雑所得計 2003 円	合計 3503 円
2 所得金額	給与 1,920,500 円	公的年金等 1803 円	雑所得計 2003 円	合計 1,924,306 円
3 所得金額	給与 1,920,500 円	公的年金等 1803 円	雑所得計 2003 円	合計 1,924,306 円
4 所得金額	給与 1,920,500 円	公的年金等 1803 円	雑所得計 2003 円	合計 1,924,306 円
5 所得金額	給与 1,920,500 円	公的年金等 1803 円	雑所得計 2003 円	合計 1,924,306 円

4 所得から差し引かれる金額

⑬ 社会保険料控除	6306 円	⑮ 生命保険料控除	15 円	⑯ 地震保険料控除	6406 円
⑰ 寡婦控除	6106 円	⑱ 配偶者（特別）控除	6206 円	⑲ 配偶者（特別）控除	6206 円
⑳ 扶養控除	6106 円	㉑ 雑損控除	6106 円	㉒ 医療費控除	6206 円
㉓ 雑損控除	6106 円	㉔ 医療費控除	6206 円	合計	6206 円

5 給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法

給与から差し引く（特別徴収）	<input type="checkbox"/>
自分で納付（普通徴収）	<input checked="" type="checkbox"/>

見
本

※記入しない欄には記入しないでください。

- ・収入がなかった方
 - ・収入が遺族年金・障害年金のみの方
 - ・生活保護法に基づく生活扶助を受けている方
- 該当する方は 5 ページを参照してください。

源泉徴収票に記載された数字の転記例

令和 5 年分 給与所得の源泉徴収票

給与・賞与 1,920,500 円

公的年金等 780,100 円

雑所得計 2,003 円

必要なもの：源泉徴収票（原本）
 ※日給等で源泉徴収票がない方は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」の欄に記入し、その合計を収入金額としてください。

公的年金等収入がある方 国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、企業年金

令和 5 年分 公的年金等の源泉徴収票

千葉市〇〇区△△町×××××

千葉 太郎

昭和30年9月1日 老齢 基礎

780,100 円

必要なもの：源泉徴収票（原本）
 ※遺族年金及び障害年金は非課税所得になりますので、公的年金収入には含まないでください。

営業等、農業、不動産所得がある方

収支内訳書に基づき所得金額（収入金額から必要経費を差し引いた額）を記入してください
必要なもの：収支内訳書（各市税事務所市民税課に請求してください）

雑所得がある方 業務…原稿料、講演料等 その他…個人年金等

所得金額（収入金額から必要経費を差し引いた額）を記入してください。裏面「10 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」の欄にも必要事項を記入してください。
必要なもの：支払調書、経費がわかるもの等（原本）